



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 297 号 令和 3 年 3 月 2 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 3 1	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
1 3 2	同	同
1 3 3	同	同
1 3 4	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
1 3 5	基本測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
3	雑踏警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第百三十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等及び予定数量
徳島県立総合看護学校ほか十六施設で使用する電気
- 2 調達期間における予定使用電力量の合計 三、六三七、二〇〇キロワットアワー
仕様書による。
- 3 契約期間
令和三年四月三十日から令和四年六月三十日まで
- 4 調達期間
令和三年七月一日から令和四年六月三十日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島県立総合看護学校	徳島市鮎喰町二丁目四一―六
徳島県東部保健福祉局徳島保健所庁舎	同 新蔵町三丁目八〇
徳島県小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町一―二七
徳島県東部保健福祉局吉野川保健所庁舎	吉野川市鴨島町鴨島一〇六―二
徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎	阿南市領家町野神三一九
徳島県西部総合県民局保健福祉環境部三好保健所庁舎	三好市池田町マチ二五四二番地四
同 美馬保健所庁舎	美馬市穴吹町穴吹字明連二三
徳島県徳島家畜保健衛生所	徳島市南庄町五丁目九四
木材利用創造センター	同 一―九
徳島県立農林水産総合技術支援センター本館	名西郡石井町石井字石井一六六〇
同	板野郡上板町神宅字東山一四五
同 農産園芸研究課上板試験地	同 泉谷字砂コウ一

畜産研究課本館及び繁殖センター	
徳島県南部総合県民局県土整備部那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ六四―一
徳島県東部県土整備局徳島庁舎	徳島市南末広町六―三六
徳島小松島港沖洲（外）地区管理棟	同 東沖洲二丁目一四番地
沖洲マリンターミナル	同
福井ダム	阿南市福井町鉦打九五―二一

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 7 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関する、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。
- 8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当
- 2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

(一) 期間

令和三年三月二日（火曜日）午前九時から同年四月二十三日（金曜日）午後五時まで

(二) 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

3 事前に提出する書類の提出方法等

- (一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送(郵送による場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。以下同じ。))とし、提出期間内に必着のこと。)により提出すること。

- (1) 入札参加資格確認票
- (2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- (3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(二) 提出期間

令和三年三月二日(火曜日)から同月二十四日(水曜日)まで(県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第三号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。))を除く。)の午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当(電子メールkanzaika_eshinsei@mail.pre.f.tokushima.jp、ファクシミリ〇八八―六二二―二八二八)

(四) 提出部数

一部とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和三年四月二十六日(月曜日)午後一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送(書留郵便に限る。))による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和三年四月一日(木曜日)から同月二十三日(金曜日)までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

5 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県立総合看護学校ほか十六施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

- (八) 明らかに連合によるものと認められる入札

- (九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

四 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

要

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

五 その他

1 詳細は、入札説明書による。

- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八―六二二―二〇六四）

六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products being purchased
Amount of electricity that will be used by Tokushima Prefectural General Nursing School, and 16 other facilities.
Estimated amount of Electric Power : 3, 637, 200KWh
- 2 Period for the Submission of Tenders
Hand delivered submissions: April 26, 2021 by 1:30 p.m.
Submissions by mail: Must be delivered between April 1, 2021- April 23, 2021.
- 3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第百三十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等及び予定数量
徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十一施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 三、六〇三、九〇〇キロワットアワー
仕様書による。
- 2 調達物品等の特質等
- 3 契約期間
令和三年四月三十日から令和四年六月三十日まで
- 4 調達期間
令和三年七月一日から令和四年六月三十日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島県消防防災航空隊及び徳島 県警察航空隊	板野郡松茂町豊久字朝日野二五 二
徳島県立防災センター及び徳島 県消防学校	同 北島町鯛浜字大西一六五
徳島県鳴門合同庁舎	鳴門市撫養町立岩字七枚二二八
徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目一四〇 三
徳島県動物愛護管理センター	名西郡神山町阿野字長谷三三三
徳島県自治研修センター	徳島市南庄町五丁目七七 一
徳島県中央こども女性相談セン ター	同 昭和町五丁目五 一
徳島県立保健製薬環境センター 放射能棟	同 万代町五丁目七 一
徳島県立中央テクノスクール	同 南末広町二三 六四
徳島県立南部テクノスクール	阿南市桑野町岡元一〇九 一
徳島県立西部テクノスクール	美馬郡つるぎ町貞光字東浦二二八 四
徳島県立工業技術センター	徳島市雑賀町西開一一番地の二

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から8
までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和

五十六年徳島県告示第二十六号) 第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。

3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

4 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)(若しくは暴力団員(同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成十六年法律第七十五号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

(一) 期間

令和三年三月二日(火曜日)午前九時から同年四月二十三日(金曜日)午後五時まで

(二) 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

3 事前に提出する書類の提出方法等

(一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送(郵送による場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。以下同じ。))とし、提出期間内に必着のこと。(二)により提出すること。

(1) 入札参加資格確認票

(2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書

(3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(二) 提出期間

令和三年三月二日(火曜日)から同月二十四日(水曜日)まで(県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第三号)第一条第一項各号に掲げる日をいう。))を除く。(一)の午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く

(三) 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電子メールkanzai_ka_eshi_nsei@mail.pref.tokushima.jp、ファクシミリ〇八八 六一一 二八二八）

(四) 提出部数

一部とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和三年四月二十六日（月曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和三年四月一日（木曜日）から同月二十三日（金曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

5 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) (一) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「徳島県消防防災航空隊及び徳島県警察航空隊ほか十一施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額を

もって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

四 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

五 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八 六一一 一〇六四）

六 Summary

1 Nature and quantity of the products being purchased

Amount of electricity that will be used by Tokushima Prefectural Fire and Disaster Aviation Unit and Tokushima Prefectural Police Aviation Unit, and 11 other facilities.

Estimated amount of Electric Power : 3, 603, 900kWh

2 Period for the Submission of Tenders

Hand delivered submissions: April 26, 2021 by 2:00 p.m.

Submissions by mail: Must be delivered between April 1, 2021- April 23, 2021.

3 For further information, please send all enquiries to the following address

Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第百三十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

1 調達物品等及び予定数量

徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか十施設で使用する電気

調達期間における予定使用電力量の合計 一、三〇一、一〇〇キロワットアワー

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和三年四月三十日から令和四年六月三十日まで

4 調達期間

令和三年七月一日から令和四年六月三十日まで

5 需要場所

施設名	所在地
徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱九六一―一〇―二
同 美波庁舎	海部郡美波町日和佐浦一―三
同 畜産研究課豚舎	板野郡上板町泉谷字砂コウ一
同 鶏舎	同
新町川浄化用水場	徳島市上助任町三本松地先
徳島小松島港赤石地区コンテナフレートステーション	小松島市和田津開町字北四〇一
加賀須野橋	板野郡松茂町広島字浜ノ須地先
立江川排水機場	小松島市赤石町三―四三
正木ダム	勝浦郡上勝町大字正木字藤ノ内一八―二
宮川内ダム	阿波市土成町宮川内字平間五八
石井引田排水機場	名西郡石井町藍畑字東覚田

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 7 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。
- 8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

- 2 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

- (一) 期間
令和三年三月二日（火曜日）午前九時から同年四月二十三日（金曜日）午後五時まで

(二) 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

- 3 事前に提出する書類の提出方法等

- (一) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を(三)に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

- (1) 入札参加資格確認票
- (2) 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- (3) 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(二) 提出期間

令和三年三月二日（火曜日）から同月二十四日（水曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日

をいう。)を除く。)の午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

(三) 提出場所

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当(電子メールkanzaika_eshinsei@mail.pre

f.tokushima.jp`ファクシミリ〇八八―六二一―二八二八)

(四) 提出部数

一部とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和三年四月二十六日(月曜日)午後二時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和三年四月一日(木曜日)から同月二十三日(金曜日)までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

5 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額(税抜)が一致しない者は失格とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課鳴門庁舎ほか十施設で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

- (三) 記名押印のない入札
- (四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- (八) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

四 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

徳島市万代町一丁目一番地

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

五 その他

- 1 詳細は、入札説明書による。
- 2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八―六二二―二〇六四）

六 Summary

1 Nature and quantity of the products being purchased

Amount of electricity that will be used by Tokushima Prefectural Agriculture, Forestry and Fisheries Technology Support Center Fisheries Research Division Naruto Office, and 10 other facilities.
Estimated amount of Electric Power : 1,301,100KWh

2 Period for the Submission of Tenders

Hand delivered submissions: April 26, 2021 by 2:30 p.m.

Submissions by mail: Must be delivered between April 1, 2021-

April 23, 2021.

3 For further information, please send all enquiries to the following address

Tokushima Prefectural Government

Property Management Division, Management Strategies Department

1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570

Tel: 088-621-2064

徳島県告示第百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和三年三月二日から同年七月二日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和三年三月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮)マルナカ佐古店
 所在地 徳島市北佐古二番町一九八番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一〇〇一番地	齋藤 光義
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町一〇〇一番地	齋藤 光義

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和三年十月十三日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二、一七〇平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要									
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設	
施設の運営方法に関する事項	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	収容台数	位置	面積	位置	容量
	駐車の自動	出入口の数	三箇所	縦覧に供する添付書類に示すとおり	百二十四台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	五十五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	一四七平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前七時	小売業を行う者の閉店時刻	午後十二時	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前六時四十分から午前零時二十分まで	駐車場の自動	出入口の数	三箇所	

車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで（十六時間）
	荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	

二 届出年月日

令和三年二月十二日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和三年三月二日から同年七月二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第百三十五号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）	徳島県全域	令和三年三月一日から 令和三年三月三十一日まで

徳島県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和3年3月2日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和3年6月4日（金）午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までの間とする。

(2) 実施場所

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

（高知県高知市春野町芳原2485番地 電話088-841-3105）

3 受検定員

10人程度

4 受検資格

次のいずれかに該当する者

(1) 徳島県内に住所地を有する者

(2) 徳島県外に住所地を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 検定の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、検定の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和3年4月19日（月）から同月23日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和3年4月26日（月）から同月28日（水）まで及び同月30日（金）の午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、13,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革（ベルト）、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及びマスクを持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 共同検定

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

(2) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(3) 問い合わせ先

この検定に関する問い合わせは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問い合わせは一切受け付けない。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、検定を中止する場合がある。